

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800404号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900016号

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年9月22日から昭和60年9月1日まで
② 昭和62年7月1日から平成元年10月1日まで

請求期間①については、A社からB社に異動したが、いずれかの会社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録が途切れることは考えられない。請求期間②については、C社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者のA社における離職日(昭和59年9月21日)が請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合していることが確認できる上、同社は平成12年12月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことを確認することができない。

一方、商業登記簿謄本により、B社が昭和60年5月10日に成立していることが確認できる上、同社の従業員の一部がA社のD支店長がD支店の従業員を引き連れて昭和59年夏頃に独立した旨陳述しているところ、請求者がA社のD支店に勤務していた旨陳述していること、及び当該従業員が陳述している独立時期と請求者の同社における雇用保険の離職日とが符合していることから、請求者は、請求期間①のうち、期間の特定はできないものの、B社及び同社の法人成立前の事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は、昭和60年9月1日から昭和63年11月30日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①においては適

用事業所となっていないことが確認できる。

また、公共職業安定所の回答により、請求期間①当時にB社は雇用保険の設置事業所ではなかったことが確認できる上、請求期間①当時の事業主からは照会の回答がないことから、当該期間において、同社及び同社の法人成立前の事業所が、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたか否かを確認できない。

さらに、従業員の一人は、昭和59年夏頃の独立当初は個人事業所にすぎず、B社の法人成立後に社会保険の適用を受けたはずであり、同社からも社会保険の加入準備をしていると言われていたので、適用事業所となる前に厚生年金保険料が控除されることはなかったと思う旨回答している。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者が当該期間のうち、平成元年8月1日から同年10月1日までの期間について、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は平成元年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において適用事業所となっていない。

また、商業登記簿謄本により、C社は平成元年7月10日に成立し、現在も解散していないことが確認できるところ、同社には照会文書が届かず、事業主からも回答がないことから、同社の法人成立前の期間における事業所の実態が確認できない。

さらに、雇用保険の加入記録から、C社が厚生年金保険の適用事業所となる前に入社したことが確認できる従業員の一人は、同社が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、会社からの厚生年金保険及び健康保険の説明は、入社時ではなく当該保険の加入時にあった旨回答していることから、同社において、適用事業所となる前に厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、請求者は給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800413号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1900001号

第1 結論

昭和39年4月1日から昭和45年8月29日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年4月1日から昭和45年8月29日まで

平成29年10月に年金事務所に相談に伺い、年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかしながら、年金の脱退など全く考えたことはなく、生涯自分で働いて生活をしたいと思っていたので、脱退手当金を受給するはずはない。請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求者の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、請求期間と、その後の厚生年金保険被保険者期間は、異なる厚生年金保険被保険者記号番号となっている上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。